

新型コロナウイルス感染症罹患後 他疾患での受診について

新型コロナウイルス感染症罹患後、他疾患で外来受診(診療時間内)の場合は、感染拡大予防のため、当院は、以下の対応をさせていただきます。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- コロナ診断日翌日を1日目として、
8日目からは受診可能です。

例) 4月10日に新型コロナウイルス感染症診断の場合は、4月18日以降、外来受診可能になります。

注: 受診日に症状が軽減していない場合や
急な受診が必要な場合等は、
各科外来へご連絡下さい。

